

Title	フランス職業組合に関する一八八四年法の制定過程： 下院本会議までを中心として
Sub Title	The legislation procedure of "La loi sur les syndicats professionnels du 21 mars 1884"
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.8 (1964. 8) ,p.71- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	労働法をめぐる諸問題 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640815-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640815-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランス職業組合に関する一八八四年法の制定過程

——下院本会議までを中心として——

宮 本 安 美

まえがき

一 団結権の歴史

二 一八八四年法の制定過程

(一) 政府原案

(二) 下院本会議におけるアレン・タルジエの報告

(三) 下院本会議における審議

あとがき

ま え が き

フランスにおいて組合結成権がはじめてみとめられたのは一八八四年三月二十一日法 (Loi du 21 Mars 1884, Relative a la creation des syndicats professionnels) においてである。この法律は職業組合として、労働者のみならず使用者に対しても組合結成権を保障するもので、これによつて使用者も職業上の利益擁護のために労働組合とまつたく同等の権利義務を有する組合

フランス職業組合に関する一八八四年法の制定過程

を結成することができる（この点においてこの法律は、他の国の法制にみられない特色をもつ）。けれどもその意義は、労働者と使用者のおかれている社会的、経済的立場からみて、なんといつても労働者にとつてより大きいといわなければならぬ。

しかしこの法律は、このように一方で組合結成権を保障しながら、他方ではフランスに伝統的な個人自由尊重のたてまえから、組合を任意団体として、組合員に組合脱退の自由をみとめることに注意すべきである。いいかえれば、一八八四年法は組合結成権と労働の自由とを同一の次元で把握してこれを等しく保障しているのであり、したがつてそれは、労使にいわば自由権としての結社権を保障したものとみて差支えないとおもわれる。<sup>(2)</sup>とはいえ、フランスにおける労働運動が、この組合結成権の法認によつて発展の基礎を与えられ、急速に進展したことは否定できない事実である。<sup>(3)</sup>

フランス労働法史上一つの時期を劃したこの一八八四年法は、一九二〇年に重要な改正をうけたけれども、一九二七年に労働法典第三巻に収められ今日なお現行法として生命を保持している。本稿はこの法律の意義、性格をあきらかにするため一つの手がかりとして同法の制定過程をあとづけようとするものである。<sup>(4)</sup>しかし、その前提としてまず、団結権発展の概略を考察することからはじめる。

- (1) P. Pic, *Traité élémentaire de législation industrielle*, 6<sup>ème</sup> ed., 1931, 協調会(齊田藤吉)訳「労働法」上巻三五九頁, E. Dolleans et G. Debove, *Histoire du travail en France*, t. I, p. 367, 石崎政一郎「フランスの労働協約法」二四—三〇頁など参照。
- (2) 《*Synchrals Professionnels*》(Dalloz, *Encyclopédie, Droit social*) p. 639 参照。
- (3) 外尾健一「フランスの労働組合」(大野・外尾「独仏の労働組合」所収)一〇八頁以下参照。
- (4) 今回は下院本会議における審議までを中心とし、この法律の意義・性格については続稿で検討する。

## —

フランスにおける団結権 (*droit syndical*) の歴史は、団結に対する絶対的禁止 (*interdiction absolue*) にはじまり、事実上の容認

(tolerance de fait) をへて、法的承認 (reconnaissance du droit syndical) へと発展した。<sup>(1)</sup>

一 団結の絶対的禁止 一七八九年のフランス革命は、古い封建社会を打破し、新しい資本主義社会発展のための諸条件をつくり出した。経済上の立法もブルジュアジーの利益の上に立脚する個人主義、フィジオクラートの思想を指導原理として制定された。まず一七九一年三月二日—十七日のデクレ (Décret du 2-17 mars 1791, Portant suppression de tous les droits d'aides, de toutes, les maîtrises et jurandes et établissement des droits de patentes) は、資本主義の発展を阻害していた同職組合制度を廃止するとともに、取引および職業選択の自由を宣言した。同職組合の廃止は、その結果の一として、労働者と使用者の間にそれぞれの共通利益の擁護を目的とする運動を生んだ。この運動はとりわけ大工職人において活潑で、かれらは、賃金引上げ等労働条件の改善を要求して暴力事件までひきおこした。一七九一年六月十四日—二十七日のデクレ、いわゆるル・シャプリエ法 (Décret relatif aux assemblées d'ouvriers et artisans du même état et profession, le loi La Chapelier) は、このような状況のうちに成立の口実を与えられたものである。とはいえ、ル・シャプリエ法成立の主要な原因は、立憲議会(Assemblée constituante)を支配した個人主義、フィジオクラートの思想のうちに求められなければならない。<sup>(2)</sup> この法律によれば、「同一身分および職業の、あらゆる種類の同職組合の廃止は、フランス憲法の基礎の一つであるから、いかなる名目およびいかなる形式の下にもそれらを再建することは禁じられる」(二条)。また「同一身分、もしくはは職業の市民、事業主、店舗をもっている者、一切の技術の労働者および職人は、かれらが集会するばあい、会長、書記、委員 (syndic) を任命すること、名簿を作成すること、決定もしくはは決議をすること、かれらのいわゆる共同利益に関する規定をつくることはできない」(二条)。<sup>(3)</sup>

団結の禁止は、第一帝政の時代にうけつがれて一層厳格化されるとともに、職業組合が他の結社の外観をとつて結成されるのを防止するために、<sup>(4)</sup> 一切の結社の禁止にまで発展した。すなわち、一八一〇年の刑法典は、ル・シャプリエ法が存続するにもかかわらず、その四一四条ないし四一五条において一層くわしく団結の禁止を規定し、ル・シャプリエ法の労使平等

の団結禁止の態度をすてて、労働者に不利な形での差別的取扱いをし、同時に罰則をきびしくした（同法によれば、使用者のコミッション [coalition] は、「不当且つ濫りに賃金値上げの強制を目的とした場合にかぎり」かつその「実行を企図したか実行した場合に……六日以上一月以下の拘禁および二百フラン以上三千フラン以下の罰金に処せられる」のに反して〔四一四条〕、労働者のコミッションは、「同時に労働を休止せしめ、作業場内の仕事を禁じ、一定の時刻の前後に作業場に赴くことおよび作業場に残留することを妨害する目的のもとに、ないし、一般的にいつて、仕事を中止し、妨害し、労賃をせり上げようとする目的のもとに、その実行の企図をなしたかないしはその実行の着手をなした場合に、すべて、少なくとも一ヵ月、最高三ヵ月の拘禁に処せられる。首謀者ないし煽動者は、一年以上五年以下の拘禁に処せられる」〔四一五条〕。

また、二九一条ないし二九四条において、政府の許可がなければ二十人以上の結社は組織することができないものと定めた。このようにして、第一帝政の末期には、結社の禁止法制が成立したが、結社の禁止は七月王政にいたつてさらに強化された。すなわち、リヨン (Lyons)、マルセイユ (Marseille)、サン・エチエンヌ (Saint-Etienne)、パリ (Paris) においてあいついで勃発した労働者の暴動およびこれを支援する共和派の活動をにらんで一八三四年四月十日法が制定された。同法は刑法二九一条を修正し、二十人未満の、したがつて政府の許可を必要としない結社を組織し、これを連合することによつて法の禁止を潜脱しようとする脱法行為を禁止し、罰則を峻厳にした。さらに、無許可の結社については、加入者および情をしつて集会のために家屋もしくは部屋を賃した者をも処罰の対象とした。

二 事実上の容認 「サンディカリズム」についての精神の変化は、結社に有利なフランスの社会主義的思想によつて鼓舞された一八四八年の革命のときに示された。<sup>(7)</sup>臨時政府は一八四八年十一月四日の憲法 (Constitution du 4 novembre 1848) 八条において、結社の自由を承認した。これにともない、共済組合、抵抗団体、生産協同組合 (sociétés de secours mutuels, résistances, cooperatives de production) など、労働者の団体は急速に発展した。<sup>(8)</sup>しかしこの自由な法制も永続せず、一八五一年十二月二日の、ルイ・ナポレオンによるクーデタの後廃止された Décret du 25 mars 1852<sup>(9)</sup> として秘密結社はきびしく訴追され、禁止を

まぬがれた共済組合もその活動を規制された。ただ使用者の団体は寛大に取扱われて発展し、一八五八年には使用者組合の連合体である全国商工業連合会 (Union nationale du commerce et de l'industrie) が結成された<sup>(10)</sup>。

しかし、第二帝政は、禁止政策のために労働者がかえつて反抗的になつたので、これを懐柔し、かつ「労働団体の主腦者が共和党と結ぶことを防ぐために」一八六〇年を軸として政策転換を行ない、自由主義的態度を示すに至つた。この政策の変化は、一八六二年、コアリツションにもとづいて訴追・拘留された印刷労働者を、ナポレオン三世が釈放し、またその罪名によつてすでに服役している者を特赦してコアリツションを事実上容認したこと、ならびに一八六二年に労働代表を国費をもつてロンドン万国博覧会へ派遣したことの二事実となつてあらわれた<sup>(11)</sup>。

労働代表のロンドンへの派遣は、労働組合の結成に大きな影響を与えた。労働代表はイギリスにおける労働組合の実力とそれによる労働条件の向上とを見聞して刺激をうけ、フランスにおいても強力な労働組合結成の必要を感じた<sup>(12)</sup>。一方帝政政府も労働者の要求をいれて、事実上はすでに容認されていたコアリツションを、一八六四年法によつて法律上も承認した。

すなわち同法は、刑法四一四条、四一五条および四一六条を修正し、コアリツションは暴力、暴行、脅迫または詐術の手段によつて労働の自由を侵害しなからざることを定めた。しかしあらたに四一六条は、コアリツションの成功を可能ならしめる予備的「協同の計画」を処罰することを定めたから、コアリツションの自由は骨ぬきにされた。なお同法の原理は、提案理由およびE・オリヴィエ (Emile Olivier) の報告のなかに示されているが、要するにコアリツションの自由を労働者個人の自由意思にもとづいた行為の集合としてみとめるにすぎず、いまだ個人をこえた組織現象として把握してゐなかつた。

一八六七年パリの万国博覧会の際に政府が設置した労働者の委員会は、一八六八年一月、政府に、労働組合に関する建白書を提出した。政府は、三月三日に農業大臣の報告にもとづき、労働者にも、使用者に対するのと同様、組合結成を事実上

みとめるとともに、使用者組合が以前から享有しているのと等しい自由を与えた。この結果、一八六八年から一八七〇年にかけて、六十七の労働組合が結成され、パリ、マルセイユ、リヨンには連合体が結成された<sup>(13)</sup>。

しかし、この自由主義的傾向も、インター (Association Internationale des Travailleurs) が革命的傾向をあらわにするにおよんで弱まった。労働組合はなほどこインターにつながりをもつていたが、帝政府はこれに対してふたたび弾圧をはじめたのである。さらに、一八七一年のコンミュン後間もなくひらかれた国民議會は、組合がコンミュンに重要な役割をはたしたものとみて、インターに関する弾圧法である一八七二年三月十日法を制定した。労働運動はふたたび後退した<sup>(14)</sup>。

しかし、第三共和制の成立ならびに普仏戦争停止後の一八七〇年から一八八〇年へかけての活潑な産業活動は、組合運動を再燃せしめた。一八七五年には労働組合の数はすでに一三五に達し、労働組合はもはや無視することのできない存在となつた。しかしその性格はきわめて協調主義的で、共済主義的労働組合の法認を要求した。一八七六年には、パリにおいて労働者大会 (Congrès ouvriers) がひらかれたが、この大会は、労働組合に政治の問題をもちこむことは分裂の原因となるとしてこれを排斥し、労働者の経済的利害のみを問題とすべきだとの基本方針をとつた。けれどもポール・ラファルグ (P. Lafargue) の活動を通じて、マルクス主義が労働組合内部に次第に浸透した。そして、一八七九年のマルセイユ大会においては、マルクス主義的、革命的テーゼが採択され、労働者政党である「フランス社会主義労働者同盟」 (la Fédération des travailleurs socialistes de France) が設立された。こうして労働運動は政治活動の方向へと進んでいった (このことは職業組合の審議に影響を与えた)。

ところで、マルセイユ大会において敗退した協調主義的労働組合主義者は、ただちにボルドーにあつまつて「フランス労働組合連合」 (Union des chambres syndicales ouvrières de France) を結成し、団結権の法認を要求しつづけた。

他方、使用者組合の連合体とりわけ「全国商工業連合会」、ならびに「カトリック大会」 (Congrès catholiques) も職業組合の法

認を要求した<sup>(15)</sup>。

このような情況のもとでフェリ (Jules Ferry) 内閣は職業組合法の制定に着手した。

- (1) P. Durand, *Traité de droit du travail*, t. 3, 1956, p. 57 参照。もつとこの区分はきわめて大ざっぱなもので、厳密にみれば問題がある。しかしフランスにおける団結権発展の概略をあとづけることを目的とする本章においては一応従つておいてよい区分だと考える。
- (2) F. Brachas, *Syndicats et associations*, 1913, p. 12; ビック、前掲三七—三三八頁参照。
- (3) ル・シャンプリエ法については、恒藤武二「フランス労働法史」三〇頁以下参照。
- (4) Durand, *op. cit.*, p. 58 参照。
- (5) 条文の翻訳は莊子邦雄『威力業務妨害罪における「威力」と旧刑法・フランス刑法』法学政治学論集——北海道大学法学部十周年記念——二二三頁以下をよる。
- (6) Brachas, *op. cit.*, p. 14 参照。
- (7) Durand, *op. cit.*, p. 59
- (8) Durand, *op. cit.*, p. 59 参照。
- (9) ユック、前掲三四三頁参照。
- (10) Durand, *op. cit.*, p.p. 59—60 参照。
- (11) H. Capitant et P. Cuche, *Précis de législation industrielle*, 2<sup>e</sup>ème éd., 1930, 星野辰雄・石崎政一郎訳「労働法提要」一三九—一四〇頁、ビック、前掲三四八頁参照。
- (12) カビタンリキューシユ、前掲一四二頁、ビック、前掲三四八—三四九頁参照。
- (13) Durand, *op. cit.*, p. 60 参照。
- (14) カビタンリキューシユ、前掲一四三—一四四頁、ビック、前掲三四九—三五〇頁参照。
- (15) F. Barrat, *Histoire du travail*, 2<sup>e</sup>ème éd., 1948 (collection Que sais-je? N° 164) 福沢進太郎訳八四—八五頁、J. Bruhat et M. Piot, *Esquisse d'une histoire de la C.G.T.*, 1958 小出峻訳「フランス労働運動史」三五—三七頁、ビック、前掲三五二頁参照。

## 二

## 一

職業組合の結成に関する法律案 (Le projet de loi relatif aux syndicats professionnels) は、一八八〇年十一月二十二日、フランス共和国大統領ジュール・グレヴィ (Jules Grévy) の名において、国爾尚書・司法長官ジュール・カゾー (Jules Cazot) および農商務長官ティラール (Tirard) によつて下院 (Chambre des députés) に提出された。

その提案理由 (Exposé des Motifs) は、冒頭、まず、ル・シャプリエ法に言及し、同法は封建制度の下において労働を拘束し、契約の自由を奪つていた諸種の特権を否定するために必要であつたとしてこれに積極的評価をあたえたあと、同法は今日ではすでに歴史的役割を果たした——というわけは、すでに久しい以前から同一職業に関する一般的利益についての問題を取扱うサンディカ (syndicats) と称する結社が存在しているけれども、それは (ル・シャプリエ法が制定の口実とした) 混乱も無秩序もひきおこさず、(同法が擁護する) 労働の自由も侵害していないからであるとのべる。そしてこのような経験から、「今日もはや存在理由をもたない一の法門禁止を消滅させ」、「不規則な地位 (une situation irrégulière) (におかれているサンディカ) を規則化する (régulariser) ことは大いに利益がある」と説く (サンディカ法認のいわば消極的根拠)。

ついで、それはつぎのようにのべる。すなわち資本主義の発展につれて、労働者および小企業主は、それぞれの共同の利益を確保するために団結することが必要となる。法制上この必要に応じたのは一八六四年法が最初である。この法律は労使に対して平等にコアリッションの自由をみとめたものであるが、「労使は、大ざつばにいつて賢明さと中庸さともつて団結し、共同の利益を擁護した」。さらに永続的なサンディカが労使併存して機能しているところにおいては、相互の理解が容易となり、かつ深まる。労使間に紛争が生じたときも、良識 (sagesse) と合理性 (raison) とをもつてこれを解決しようとする

傾向がある。「この一つの観点において、組合は奨励に値する」(サンディカ法認のいわば積極的根拠)。

とはいえ、サンディカの活動範囲は無制限にみとめられるわけではない。使用者組合は、各々の職業に関する問題はもちろん、税関率、通商条約、万国博覧会、商事立法などの一般の問題についても貢献してきているし、また商事裁判所の仲裁人としても貢献した。他方、労働組合も職業紹介、共済組合、協同組合創設への寄与、徒弟の養成などの有益な業務を行なってきた。「真に奨励に値するのは、そういう制度である。われわれは、そのような制度が、自由にかつ法律によつて組織されることをみとめるのは全く有益だと確信する」(法認するサンディカの性格)。

政府原案はつぎのとおりであつた。

第一条 職業組合はたとえ二十人をこえるばあいでも、同一職業に従事する者であるならば政府の事前の許可を要せず、以下の条文に定める条件にしたがつてこれを結成することができる。

第二条 職業組合は、すべての成員に共通の職業的、経済的、工業的および商業的利益の研究ならびに擁護のみを目的とする。

第三条 職業組合の設立者は、組合の活動する十五日前までに組合規約ならびに組合を構成するすべての成員の氏名と住所を、なんらかの資格において管理もしくは指揮にあたる者はとくにこれを指示して、届出なければならない。

この届出はセーヌ県においては警視庁に、他の県においては組合が結成された場所の市町村長に対して行なわなければならない。この届出は毎年一月一日に更新しなければならない。また管理者もしくは規約に変更あるときも同様とする。

第四条 職業組合は、私権(Private right)を享有するフランス人の間においてしか結成されない。

第五条 公告(Declaration)の欠缺は十四—二百フランの罰金に処される。虚偽の公告をしたばあいには罰金は五百フランまでひき上げられる。

規約もしくは二条および四条の規定に違反があるときは、裁判所は職業組合の解散を宣言することができる。

第六条 本法に反する従前の条規は廃止される。

この原案は、まず、事実上は容認されていたけれども法的には違法であつた職業組合を労使双方に対して合法的存在として承認する反面、組合員構成を私権を享有するフランス人であつ同一職業に従事する者に制限し（二条・四条、組合の目的を職業的、経済的、工業的、および商業的利益の研究・擁護のみに限定している（二条）。ついで、職業組合の結成・存続を一定官庁に認識せしめるため組合の存在条件を定めて規約等の届出を義務つけた（三条）。さらに本法の実効を確保するため罰則をふくむ制裁を規定し（五条、最後に立法上の慣行にしたがい、最終条にこの法律に反する従前の法規の廃止を宣言している（六条）。

(1) Journ. off. du 29 novembre, annexe n° 3029, p. 11677 (A. Ledru et F. Worms, Commentaire de la loi sur les syndicats professionnels, 1885 にも収められてゐる。)

II

政府原案は、下院委員会 (la Commission chargée d'examiner le projet de loi relatif aux syndicats professionnels) に付託され、審議をうけた後一八八一年三月十五日に下院本会議に上程された。

下院本会議における審議は、委員会の名に行なわれたアレニータルジェ (Allain-Targé) の報告<sup>(1)</sup>を基礎としてはじめられた。

アレニータルジェの報告は五つの部分に区分されている。その内容をごく大ざっぱにいうならば、まず第一の部分は団結法制についての説明である。これについてはわたくしがすでに述べたところと大すじにおいてかわりないから省略するけれども、要するに職業組合はル・シャプリエ法をはじめとして立法上禁止されてきたことを歴史的に説いている。第二の部分は主として使用者組合に対する行政的取扱ひ、ならびに使用者組合の組織と機能についての説明であるが、この点についてもすでにわたくしがのべたから省略する。第三の部分は主として労働組合に関する。すなわちアレニータルジェの報告によ

れば使用者組合が行政上好意的取扱いをうけてきた反面、労働組合はきびしく取扱われた。もともと労働者は孤立したままでは自らの生活利益をまもることができない。だから労働者は団結をする。ところが労働者の団結のなかには、生活苦を、違法とされ刑罰を科されるストライキに訴えたり、政治的活動にはしつて解決しようとするものがあつた。けれども、他面暴力と革命的手段を放棄し、平和的な理念をかかげ、秩序を尊重するものも少なくない。職業ごとに組合を結成し、それによつて職業上の利益を研究・擁護しようとするものがそれである。かかる組合は秘密結社のような政治的宣伝力 (*de propagande politique*) はもたないけれども、つよい経済的な発言力をもつてであらう。この種の労働組合は、今日事実上容認されて存在しているが、これに対しては一定の私法上の人格を与え、すすんで使用者組合が今日事実上享有している自由と同じ程度の自由を与えるべきである。

第四の部分は、職業組合法の必要性をといっている。委員のなかにはつぎのような理由で職業組合法の制定に反対するものがあつた。その第一は、職業組合法は結社についての一般法の制定までまち、そのなかに解消すべきものだとする。第二は、今回は職業組合法を制定せず、刑法二九一条、二九二条、二九三条、二九四条、一八三四年法、一八五二年のデクレを廃止するにとどめた方がよいとする。しかし第一の立場についていえば、結社についての一般法の制定はかなり複雑な作業である。結社にはいくつかの範ちゆうがあるが、それぞれの性格にしたがつて私法上の人格や取得能力附与などの問題を検討しなければならぬ。その作業は十分すんでいるとはいえず、なおかなりの時間を必要とする。だからとりあえず現在事実上容認されて存在し、有益な活動を行なつている職業組合についてそれを承認する法律を制定すべきである。第二の立場はサンデイカをいぜん一七九一年六月法および刑法四一四条、四一五条、四一六条の適用の下にさらすから妥当でない。

なお、結社の自由に反する一切の法令を廃止するならば、政治結社や宗教結社が可能になるであらう。しかし反結社法の単純な廃止は、結社に私法上の人格を与えるものではない。結社に対する私法上の人格の附与は、法令もしくは行政庁によ

る公益事業の認定 (la reconnaissance d'utilité publique) によることを必要とする。ところで私法上の人格を附与された結社は一般に永続性をもつが、それは時のながれと富の集積とによつて巨大な力を集積し、設立者の意図に反して成員を圧迫し、国家のなかに国家をうむ危険がないとはいえない。それゆえ、そのような危険から民主的・共和的国家をまもり、成員を保護し、第三者を保護するために、私法上の人格を濫用しない結社にだけ一定の範囲でこれを与えるべきである。

このような観点からみるならば労働組合は私法上の人格を与えるに値する。なぜなら、労働組合が存在するところにおいては争議はまれにしかおこらないか、おこつたとしてもすみやかに解決されているから。のみならず労働組合は私法上の人格を、失業基金等の準備のために不可欠なものとして要求する——もつともスト基金を準備する抵抗団体であることしかのぞまない組合は別であるが。そこで、労働組合の機能を使用者組合と同じ程度にまでみとめるために法律を制定し、私法上の人格をこれに附与することが必要である。——アレン・タルジェはこの部分において以上のように報告している。

最後の部分は、政府原案に対する委員会の修正箇所およびその理由についての説明である。アレン・タルジェの報告によれば、委員会修正案一条はこの法案に違反する法令を廃止することを定める政府原案六条を發展させたものにすぎない。従来の立法上の慣行によれば、新法の成立によつて廃止される法令は最終条に指示された。しかし委員会はこの慣行に反して冒頭へ移すとともに、(適用上の疑義をのこさないため)廃止され、適用されない法律を一々指摘した。「われわれには不信の立法につづく法律——とりわけそれが自由と和解の法律——であるときにはいくらか明瞭でも明瞭すぎることはないとおもわれたい」からにほかならない。いま、もつともはげしい非難の対象となつている一七九一年六月法ならびに刑法四一四条、四一五条、四一六条について説明するならば、これらは労働者の犯罪を規定する。平等の支配する国においては、このような階級犯罪は存在しない。一体これらの法規が保護する労働の自由ならびに自由競争は、暴力、脅迫、傷害、紊乱を犯罪として定める一般刑法に委ねても十分保障できるのではないか。また、労働組合が組合員に加える強制は一般刑法では犯罪とされ

ないけれども、結社契約には自由の譲渡がふくまれていることをかんがえなければならぬ。

修正案二条は、職業組合の結成を同一もしくは類似の職業に従事する者の間にだけみとめた。これは、職業的利益に全く関係のない者、または職業組合を政治的もしくは宗教的結社に変質させようとする者に、修正案五条に規定する私法上の人格を利用させないための重要な保障である。さらに、組合は共通の利益を研究・擁護するために相互に連絡し連合する必要がある。事実、今日労使の組合の連合体が事実上容認されて存在しているが、この法律もそのような連合体を禁止することはできない。そのさい本条は連合体に対してその単位組合が同一もしくは類似の職業を代表するものであることを要求する。——アレン・タルジェは以上のように説いている。

修正案三条は三つの項から成立している。一項は職業組合の範囲と目的とを規定した。二項および三項は政府原案にはなかつたが、前者は職業組合の行ないうる事業についてのべ、後者は一八七四年に国爾尚書が通達 (circulaire) によつて禁止した商事裁判所における仲裁人もしくは鑑定人としての組合の役割をみとめるなど、職業組合の行ないうる役務について規定した、とアレン・タルジェの報告はのべている。

(修正案四条についてはとくに説明がなされていない。)

修正案五条は職業組合に対して私法上の人格を与えらるゝとともに、これを必要最少限まで縮少した。アレン・タルジェによれば最少限まで縮少したのは委員会がマンモルト (Mainmorte) の再建を警戒しているからであり、私法上の人格を職業に関係のない者に利用されるばあいのことを考えているからである。

修正案六条についていえば、政府原案は規約に全組合員の氏名を記載することを要求している。しかしパリだけでも使用者組合で一万五千人、労働組合で六万人の組合員がいる。だからこの要求をみたすためには組合は規約を毎朝補正しなければならぬであろう。組合の設立者および管理者、指揮者の氏名の記載をもつて満足するのが実際的である、とされている。

修正案七条は、本法違反に対する罰則規定である。一項は修正案六条に規定する届出義務を怠つたばあいに関する。この点につき政府原案の定める刑罰はいささか峻厳のようにおもわれる、と説かれている。

なお、政府原案五条二項は、二条および四条違反があるばあい、裁判所は組合を解散できると定めている。しかしこれが行きすぎ、かつ効果のないものである。行きすぎというのは、一もしくは数人の組合員の行為を組合全体に負わせるからである。効果が無いというのは、解散を命じられた組合は、まさに解散を命じられたその時に再結成をはかるであろうからである、とアレノータルジェは報告している。

委員会の修正案はつぎのとおりである。

第一条 一七九一年六月十四日および十七日法は廃止される。刑法二九一条、二九二条、二九三条、二九四条、四一四條、四一五條および四一六條の規定、一八三四年四月十日法ならびに一八五二年三月二十五日法および四月二日のデクレ二条は本法の規定にしたがい結成され、かつ行動する職業組合には適用されることをやめる。

第二条 職業組合 (*Les syndicats professionnels ou associations*) は、たとひ二十人をこえるばあいでも、同一職業もしくは類似の職業 (*la même profession ou des métiers similaires*) に従事する者であるならば、政府の許可なくしてこれを自由に結成しうる。

第三条 職業組合は、すべての成員に共通する経済的、工業的および商業的利益、ならびにその職業 (*professions ou métiers*) についての一般的利益の研究と擁護とを目的とする。

組合は、その職業の利益において、とりわけ失業、疾病、老齢保険基金の創設、避難院、道具の販売修理、協同組合の組織、ならびに職業教育および他の同じ性質の問題の組織と進歩に意を用いることができる。

組合は、労働紹介所としての役割を行なうことができる。組合は仲裁人もしくは鑑定人の役割を果すために選択されうる。

第四条 正規に結成された職業組合間の連合体は、工業ならびに商業の共同利益の保護の観点から結成されうる。

第五条 職業組合は訴訟当事者能力 (*le droit d'ester en justice*) をもつ。組合は分担金からなる総金額を所有し、かつ使用しうる。同様

に、組合の集会や図書館、徒弟教育、職業教育の確立に必要な不動産を所有しうる。

第六条 職業結社 (association professionnelle) 結成の八日前までに、設立者はその規約ならびにいかなる資格にせよ管理もしくは指揮の役割をもつ者の氏名を届出なければならない。

この届出は組合が結成された場所の市町村長、パリにおいてはセーヌ県庁にしなければならない。

この届出は、指揮もしくは規約の変更ごとに更新しなければならない。

第七条 六条違反があるばあいには職務を執行している指揮者もしくは管理者の一人に対して訴追がなされ、かつ十六フラン—五十フランの罰金が科される。

悪意をもつてなした虚偽の届出 (fausse déclaration) のばあいには、罰金は五百フランにまでひき上げられる。

下院委員会修正案を政府原案との関連でみるとつぎのとおりである。

まず労使双方に対して職業組合を合法的存在としてみとめたことは原案と同じである (二条)。けれども組合構成の範囲を私権を享有するフランス人に限定した原案を削除し、組合目的を原案より拡張して職業についての一般的利益の研究・擁護をもそのなかにふくめたことに注意しなければならない (三条)。また届出を必要とすることは原案とかわらないが、届出期日を職業組合の活動 (le fonctionnement) 開始の十五日前からその結成 (la constitution) の八日前とし、パリにおける届出官庁を抑圧的印象を与える警視庁からセーヌ県庁へ移した (六条二項)。さらに本法の実効を確保するための制裁を原案より全体としてひくい線におさえ、裁判所の組合解散権を削除した (七条)。

なお、政府原案の最終条文を冒頭へ移すとともに、本法適用にあつての疑義をさけるため、廃止され、適用されない法令を一々指示した。

以上のほか、下院委員会は職業組合に対しあらたに共済基金の設置や労働紹介所などの創設をみとめ (三条、連合体の結

成をゆるした。また訴訟当事者能力や一定の範囲での財産の所有などもみとめた(五条)。

(1) Journ. off. du 20 mars, annexe n° 3420, p. 361 (Ledru et Worms, op. cit., p. 183)

(三)

下院本会議における第一回の審議は、一八八一年五月十六日、十七日、二十一日、二十三日および二十四日の五日間にわたつて行なわれ第二回の審議および採択は六月九日に行なわれた。<sup>(1)</sup>

まずリポー (Ribot) は、委員会修正案一条によつて廃止と定められた刑法四一四条および四一五条は存続されるべきだとつよく主張した。リポーによれば、この二カ条は暴力・詐術などの手段による労働の自由の侵害を処罰する。ところで結社の自由をみとめる諸外国の立法例は、このような行為に対して厳格な刑罰をもつてのぞんでいる。イギリスにおいてそうであり、ベルギーにおいても同様である。もとよりこの二カ条の規定の仕方は完全なものとはいえない。だから、その改正が問題になるときがやがてくるであろう。しかし、その基本的考え方は維持されなければならない。「職業組合および結社の自由がひろがるうとするちようどその時に、暴力という物理的犯罪の抑圧を弱めることは不得策なことではなからうか。」これに対して報告者はつぎのように答えた。すなわち刑法典四一四条および四一五条を廃止しても、労働の自由の不当な侵害に対しては、暴行等を罰する一般刑法の規定をもつて十分対処しうる。のみならず右二カ条は労働者に対してとくに刑罰を加重するものであり、その廃止によつて平等が実現され、正義がまもられる性質のものである。

報告者の答弁にもかかわらず、下院はリポーの主張をいれた。<sup>(2)</sup>

委員会修正案二条については、ボーキエ (Bauchier) がつぎのような意見をのべた。すなわち、人口二万人以下の都市において、類似性のない職業に従事する労働者間においても職業組合の結成がみとめられるべきである。なぜなら、人口の

稠密でない都市においては、同一もしくは類似の職業に従事する者はごく少数であるのが普通で、その者たちだけで職業組合を結成することは困難だからである。一体職業組合は職業上の利益の研究・擁護のほか、ひろく労働者の経済的利益をまもり、その精神的向上をはかることをも目的とする。しかるに後者については類似性のない職業間においても追求されうるといわなければならない。<sup>(3)</sup>

これに対してマルタン・ナドー (Martin Natang) は、ポーキエの意見をいれるとすれば職業に関係のない者が職業集団に侵入する危険があることを力説した。結局、修正案は採択されなかつた。<sup>(4)</sup>

委員会修正案三条。一項については委員会報告どおり採択された。二項についてはその意味が問題となつた。すなわち同項の意味するところは、職業組合が適法に結成された以上、通常のばあい必要とされる行政庁の許可なくして共済基金等を創設し、一八六七年六月二十四日法にしたがわずして協同組合を設立しうるといふことなのか、それとも単に職業組合は、右の許可をえ、もしくは右の法律にしたがうならば共済基金等もしくは協同組合を設立しうることなのか——後者だとするならば同項は当然のことを規定したにすぎず、無意味な規定となる——必ずしも明らかではない。

報告者アレン・タルジェは、共済基金については、組合が外国人を成員としてふくむばあいには許可を必要とするが、フランス人に限定されているならば許可を必要としない意味であると説明した。またフロケ (Froque) は、協同組合について、職業組合は協同組合を組織しうるが一たび組織されると協同組合は商法の適用をうけると説明した。

けれども本会議に提出された委員会修正案にはこれらのことが明示されていなかつたから、討論はかなり混乱し、結局同項は委員会にさしもどされたうえ削除された(注、共済ならびに退職基金については六条三項で条件を明示してその設立をみとめた)。

三項前段についてはとくに問題がなかつた。後段についてはリボーから、民事訴訟法四二九条に抵触するとの指摘があり、「組合はその専門に属するすべての紛争ならびにすべての問題について意見を求められうる」とあらためられた。<sup>(5)</sup>

委員会修正案四条については、連合体を構成する単位組合について数的ならびに地域的制限がおかれていないこと、したがって外国の組合とも連けいしうること、さらに連合体の指揮者になんらの制限もおかれていないこと、などを中心に討論が行なわれたようであるが、あきらかでない。<sup>(6)</sup>

委員会修正案五条については、トラリユー (Travailleur)、リボーおよびゴブレ (Goblet) が修正案を提出した。かれらによれば、委員会修正案六条所定の届出は、同五条の定める能力を享有することをのぞむ職業組合にのみ義務として要求し、これを欲しない組合には義務づけるべきではない。トラリユーはいう。「なぜ私法上の人格は義務的なのか。……ある人にとつて何の利益も存しないかも知れないものをすべての者に与えると同時に、すべてのものに刑罰の脅威をもつて規約の届出を強制する」のは「過度の熱心である。」「そのことをよく考えるならば、私法上の人格を享有しない職業組合を存在させ、届出の条件を科さずこれを結成させても、重大な支障はない。」「今日事実上容認されて活動している組合は「規約を届出していない。また民事生活をのぞまない組合もありうる。われわれは、かれらが享有している平和をみだし、無益であるらしいことを義務づけることにより、かれらが要求しないものを強制しようというのであるか。」「この前の会議において現存組合の大多数のものが、法的承認を要求したことはたしかである。しかし、大多数と全部とはちがう。われわれは永続的利益の擁護のために結成された組合はすべて私法上の人格の附与を懇願することに利益をもつと考える。これに反して、一時的利益の擁護しか考えない、また数週間、数カ月しか存在しない組合——これらもまた少なくない——もまた存在しうると考える。」<sup>(7)</sup>

この修正意見は採択された。

しかし、トラリユー、リボーおよびゴブレは、組合が私法上の人格を享有するためには規約の届出だけでは足りないといふ。職業組合を僭称するものがそれを僭取することを防止しえないからである。かれらによれば、知事による規約の事前審査制を設け、それによつて規約に本法違反および労働の自由侵害の条項をふくむか否かを事前に審査し、もしそれをふくむ

ことが知られたときは、知事において私法上の人格の附与を拒否しうるとなすべきである。

この修正案に対してはつぎのような反論がなされた。すなわち心配されている事柄は規約の事前審査を行なつても決して除かれるわけではない。なぜなら職業組合を僭称するものでも規約の面で適当に処理するならば事前審査は通過するであろうから。だから、むしろこのような制度は設けず、司法権による事後的統制だけで満足すべきである。<sup>(8)</sup>

トラリュエーらの修正案は、下院本会議における第一回の審議と第二回の審議との間に委員会で検討され、その報告にもとづき、本会議で拒否された(委員会修正案六条については、同五条のところでのべたところを参照)。

委員会修正案七条は、本会議における審議のさいに委員会自身によつて削除された。

最後に、つぎの二つに注意をする必要がある。その第一は、委員会で削除された政府原案四条の流れをくむ規定が、下院本会議で採択されたことである。すなわち、第二回の審議のさいに、ルグラン (Legendre) は、「組合の管理もしくは指揮にあたるすべての職業組合の成員は、フランス人でなければならぬ。」という規定をおくことを提案した。ルグランによればその理由は二つある。その一は、かかる制限を設けなければ、外国人によつて指揮される外国人だけの組合も結成される可能性がある、もしそうなればこれと異つた利益をもちうるフランス人をもつて組織される組合との間に紛争が発生するおそれがある。その二は、政治的なものであつて、外国人が職業組合の名の下にその主導権を把握するならば外国人の手に人的、物的に巨大な力が収められるおそれがある。かかるばあい、その力が反フランス的立場において行使されるとすればどういふ結果になるか。「われわれ立法者の義務は未来を予見することである。わたくしは、われわれに提出されている草案のなかに一つの公共の危険が存在すると信ずる。……フランス人の愛国心は危険にさいして、フランス人の管理者がフランスの利益においてしかその権力を行使しないことを保障する安全である。わたくしはフランスの領土にはわれわれの自由な法律によつて外国人の利益に奉仕することのできる黒い金庫が存在しないことを要求する」<sup>(9)</sup>。

この提案はいれられた。

第二は、労働者個人の自由を保護するため、労働者に組合脱退の自由を与えることが必要だと考えられたことである。そして委員会は第二回の審議のさいに「職業組合のすべての成員は、その年の分担金を要求する組合の権利を妨げることなく、いつでも組合から脱退することができ」との案が提出された。けれどもトラリュールはこれをもつて満足せず、法律適用にあつて疑義をのこさないために「これに反する条項の存するばあいといえども」という一節を挿入した。かれはいう。「たとえば、もし組合規約が罰金その他の刑罰を定めているとき、その刑罰が組合を脱退する者に宣告されたばあい……その宣告は有効なのか。刑罰は適法に命ぜられるのか、それとも命ぜられないのか。委員会によつて提出されたこの「案」は、この点について何も説明していない。紛争がおきたとき、わたくしは新法がその適用にあつてこの困難をさけることをのぞむ。これがわたくしが……『これに反する条項の存するばあいといえども』という節を挿入することを求めたゆえんである。<sup>(10)</sup>」

この修正案も可決された。

このようにして審議をした結果、下院で採択された法案はつぎのとおりである。

第一条 一七九一年六月十四—十七日法および刑法四一六条は廃止される。

刑法二九一条、二九二条、二九三条、二九四条、一八三四年四月十日法、ならびに一八五二年三月二十五日法および四月二日のデクレ

二条は職業組合に適用されない。

第二条 職業組合は、たとい二十人をこえるばあいでも、同一職業もしくは類似の職業に従事する者であるならば、政府の許可なくしてこれを自由に結成しうる。

第三条 職業組合はすべての成員に共通する経済的、工業的および商業的利益、ならびにその職業についての一般的利益の研究と擁護とを目的とする。

第四条 正規に構成された職業組合間の連合体は、工業ならびに商業の共同利益の保護の観点から結成されうる。

第五条 以下の条において規定される権利を享有することをのぞむすべての職業組合の設立者は、規約ならびにいかなる資格にせよ管理もしくは指揮にあたる者の氏名を届出なければならない。

この届出は、組合が結成された場所の市町村長、パリにおいてはセーヌ県庁にしなければならない。  
この届出は指揮もしくは規約の変更ごとに更新される。

この組合の管理もしくは指揮にあたるすべての職業組合の成員はフランス人でなければならない。

第六条 本法五条によつて移された形式をみたした職業組合は訴訟当事者能力をもつ。

職業組合は分担金からなる総金額を使用しうる。

ただし、その集会、図書館および職業教育に必要とされるもの以外に不動産を取得しえない。

組合は許可なくしてその成員間に共済ならびに退職基金を設定することができる。

組合は労働紹介所を設け、管理しうる。

組合はその専門に属するすべての紛争ならびにすべての問題について意見を求められうる。

職業組合のすべての成員は、これに反するすべての条項にもかかわらず、いつでも組合から脱退することができる。ただし組合のその年の分担金を要求する権利を侵害しえない。

下院本会議における修正案を委員会修正案と対比してみるとつぎの点に気がつく。

まず、職業組合を私法上の人格を享有するものとしえないものとに区分し、前者には規約等の届出を義務づけ、後者にはこれを強制していない（五条一項）。なお届出期日についてはとくに定めなかつた（五条一項参照）。

つぎに組合の構成範囲をフランス人に限定しない点において委員会修正案とかわらないが、組合の指揮・管理にあたる者はこれらフランス人でなければならないとした（五条四項）。

また労働者個人の自由が重視され、新たに組合脱退の絶対的自由が規定されたことはとくに注意しなければならない（六

条七項)。

さらに、委員会修正案で適用しないと定められた四一四条、四一五条が復活した(一条)。

そして最後に、委員会修正案において政府原案よりひくめられたけれどもなお存置された制裁規定が全部削除された。

- (一) 本稿では審議内容を条文のこまごまとつづめた。
- (二) Séance du 17 mai 1881 Journ. off. du 1881 (Ledru et Worms, op. cit., p. 26) 参照。
- (三) Séance du 9 juin 1881 Journ. off. 1881, Chambre, Doc. parl., p. 1161 (Ledru et Worms, op. cit., p. 40) 参照。
- (四) Journ. off., 1881, loc. cit., p. 1162 (Ledru et Worms, op. cit., p. 41) 参照。
- (五) Séance du 9 juin 1881 Journ. off. 1881, Chambre, Débats parl., p. 1167 (Ledru et Worms, op. cit., p. 138)
- (六) Ledru et Worms, op. cit., p.p. 76-77 参照。
- (七) Séance du 21 mai 1881 Journ. off. 1881, Chambre, Débats parl., p. 956 et suiv. (Ledru et Worms, op. cit., p. 106) 参照。
- (八) Séance du 24 mai 1881 Journ. off. 1881, Chambre, Débats parl., p. 996 et suiv. (Ledru et Worms, op. cit., p. 110) 参照。
- (九) Séance du 19 juin 1881 Journ. off. 1881, Chambre, Débats parl., p. 1165 (Ledru et Worms, op. cit., p. 66) 参照。
- (一〇) Séance du 9 juin 1881 Journ. off. 1881, Débats parl., p. 1168 (Ledru et Worms, op. cit., p. 145) 参照。

### あとがき

以上本稿で取扱つた以後の過程については、別の機会にくわしく紹介するとして、つぎの二、三の点について指摘しておきたい。<sup>(1)</sup>

下院において修正された法案は、一八八一年六月二十一日に上院へ送付された。まず委員会において検討され、約一年たつた一八八二年六月二十四日の本会議においてマルセル・バルト (Marcel Barthe) が委員会の名においてその結果を詳細に報告した。本会議における審議は、これを基礎として六月一日から八月一日にかけて行なわれたが、バルトの報告および本会

議における過半数の議員は労働者に対して過度の不信をしめした。それは職業組合を僭称する革命的労働者の団体に対する不信に由来しているといわれるが、<sup>(2)</sup>上院は結局、(1)刑法四一六条の存続、(2)制裁規定の復活を決議し、(3)連合体結成権を削除した。

上院修正案は、一八八二年十二月十一日下院へ回付された。委員会の審議をへたのち、一八八三年三月六日の本会議においてラグランジ (Lagrangé) がその結果について報告を行なつた。本会議における討論は、六月十六日から同月十九日まで行なわれたが、ここではカトリック的立場からアンシヤン・レジームの下にみられた同職組合の再建を主張するドゥ・マン (de Mun) 、ドゥ・ラ・バステイエール (de La Bassettière) らと、労働者のために自由と平等とにもとづく簡潔な法律の制定を要求するロックロワ (E. Lockroy) 、パシー (E. Passy) 、フロケラの立場とがはげしく対立した。結局下院は細部については上院の労働者に対する不信から生まれた規定をのんだけれども、基本的にはかつて一八八一年に自ら議決した草案を維持した。その結果が一八八三年七月二十八日にふたたび上院の審議に委ねられた。委員会は報告者として労働組合の擁護者として知られるトレン (Tolain) をえらんだ。トレンは一八八三年十二月十四日の本会議において報告を行ない、下院修正案をそのまま採択することを提案した。かれの努力ならびに内務大臣ワルデック・ルソー (Waldes-Rousseau) の参加によつて、<sup>(3)</sup>上院は基本的には下院の修正案を承認した (なおこのときまでに上院に議員の一部交替があり、進歩的議員の数が増加したといわれる)。<sup>(4)</sup>ふたたび修正案の回付をうけた下院はラグランジの簡単な報告ののち、この法案に対する労使、とりわけ労働者の期待を裏切らないよう、上院の修正案をそのまま採択した。

かくして一八八四年三月二十一日法は成立をみた。その全文はつぎのとおりである。

第一条 一七九一年七月十四日―十七日法および刑法四一六条は廃止される。

刑法二九一条、二九二条、二九三条、二九四条、および一八三四年四月十日法は職業組合には適用されない。

フランス職業組合に関する一八八四年法の制定過程

第二条 職業組合は、たとえ二十人をこえるばあいでも、同一もしくは類似の職業または一定の生産物の製造に関する相関連した職業に従事する者であるならば、政府の許可なくしてこれを自由に結成しうる。

第三条 職業組合は経済的、工業的、商業的ならびに農業的利益の研究と擁護のみを目的とする。

第四条 すべての職業組合の設立者は、規約ならびにいかなる資格にせよ管理もしくは指揮にあたる者の氏名を届出なければならない。この届出は、組合が結成された場所の市町村長、パリにおいてはセーヌ県庁にしなければならない。

この届出は指揮もしくは規約の変更ごとに更新される。

市町村長ならびにセーヌ県知事は規約を検事に通知しなければならない。

組合の管理もしくは指揮にあたるすべての職業組合の成員はフランス人でありかつ私権を享有する者でなければならない。

第五条 本法の規定により正規に結成された職業組合は、経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護のために自由に連合することができる。

これらの連合体を結成した職業組合の名称の届出については四条二項を準用する。

これらの連合体は不動産を所有することができない。また訴訟当事者能力もたない。

第六条 使用者もしくは労働者の職業組合は訴訟当事者能力をもつ。

職業組合は分担金からなる総金額を使用することができる。

ただし、職業組合はその集会、図書館および職業上の諸制度のために必要な不動産を取得する権利をもつにとどまる。

職業組合は許可をうけずに、ただし本法の他の規定にしたがつて、その組合員の間に特別の共済ならびに退職基金を設置することができる。

職業組合は労働紹介所を自由に設立し管理することができる。

職業組合はその専門に属するすべての紛争ならびにすべての問題について意見を求められうる。

訴訟事件においては、各当事者は任意に職業組合の意見を徴し、その通知および謄本をうけることができる。

第七条 職業組合のすべての成員は、これに反するすべての条項にもかかわらず、いつでも組合から脱退することができる。ただし、組合のその年の分担金を要求する権利を侵害しえない。

すべて職業組合を脱退する者はその分担金その他資金の払込みによつて出資していた共済ならびに退職基金の組合員たる権利を失わな  
い。

第八条 六条の規定に違反して財産を取得したときは検事または関係者から取得もしくは贈与の無効を申立てることができる。

有償取得のばあいには不動産を売却し、代金を組合基金に加えなければならない。贈与のばあいにはその財産を贈与者もしくはその相続人または承継人に返還するものとする。

第九条 本法二条、三条、四条、五条および六条に対する違反は職業組合の指揮者もしくは管理者に対して訴追を行ない、十六フラン以上二百フラン以下の罰金に処する。

裁判所はその他検事の申立にもとづき職業組合の解散および六条の規定に違反してなした不動産の取得の無効を宣告することができる。

規約および指揮者もしくは管理者の氏名および資格に関する虚偽の届出のばあいには五百フランまで罰金を引上げることができる。

第十条 本法はアルジェリにも適用される。その他マルティニック、ガドループおよびレユニオンにも適用される。ただし外国人労働者および移民として雇用される労働者は職業組合に加入できない。

(1) *Receuil periodique Dalloz*, 84. 4. 129; *Ledru et Worms*, op. cit., p. 5-9 参照。

(2) *Ledru et Worms*, op. cit., p. 7 参照。

(3) *Dolleance et Debove*, op. cit., 三六三頁は「一八八四年法はワルデック・ルソーの政治的、経済的自由主義思想を反映しているといつてゐる。このためか、この法律はワルデック・ルソー法ともよばれている。たとえば、とりあえず手もとにある *Leon Duguit, Sourrainé et Liberté* を *La loi dite loi Waldeck-Rousseau du 21 mars 1884* ... とかかかっている (一七七頁)。

(4) *Ledru et Worms*, op. cit., p. 8 参照。